○三重県公安委員会告示第三十七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月七日まで

○京都府公安委員会告示第百九十三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

京都府公安委員会委員長　池坊　由紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月七日まで

○兵庫県公安委員会告示第二百四十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月七日まで

○岡山県公安委員会告示第百六十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

岡山県公安委員会委員長　大土　弘

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月七日まで

○宮崎県公安委員会告示第百二十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

宮崎県公安委員会委員長　松山　昭

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月七日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月七日まで

国会事項

衆議院

質問書提出

十二月二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

児童発達支援管理責任者の現場運用の在り方に関する質問主意書（八幡愛提出）

旅費法改正の理念と実効性に関する質問主意書（八幡愛提出）

政府の経済財政運営の基本的な方針に関する質問主意書（落合貴之提出）

答弁書受領

十二月二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員島田洋一提出太陽光発電と建築基準法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明提出スルガ銀行及びＳＢＩアルヒの不正融資問題に関する行政横断的対応及び被害者救済の実効性確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出戦争史料が散逸しないための戦争博物館設立等に関する質問に対する答弁書

参議院

議事日程

十二月三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第七号

令和七年十二月三日（水曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の報告に関する件（令和六年度決算の概要について）

第二　愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案（衆議院提出）

第三　更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第五　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）